

知財法務の勘所Q & A（第112回）

中国における特許権侵害訴訟と無効審判の矛盾解消の仕組み

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁護士 張 超鵬

Q 中国では、特許権侵害訴訟と特許の有効性を争う手続とが別々に行われ、両者の判断が食い違うことがあると聞きました。中国法には、この不整合を調整する仕組みがあるのでしょうか。また、実務上どのような点に注意すべきでしょうか。

A 中国では、侵害の成否と特許の有効性とが別個の手続で判断されるため、両者の間に不整合が生じ得ます。もっとも、中国法は、この二元的な構造自体は維持しながら、無効の判断を侵害訴訟の進行や判決の執行に反映させるための仕組みを設けています。具体的には、訴訟係属中に国家知識産権局（以下「CNIPA」という）が無効決定をした場合の「先行裁駁」、侵害判決の確定後に特許が無効とされた場合の遡及効の制限と再審・執行手続、及び両手続における請求項の解釈・変更を整合させるための規律が挙げられます。

実務上は、無効決定が出た時点で、侵害訴訟が係属中なのか、既に判決があるのか、判決に基づく支払いまで終わっているのかによって、採り得る手続と救済が異なります。また、無効審判で行った陳述や請求項の減縮は、侵害訴訟で主張できる保護範囲にも影響します。以下、順に解説します。

1. はじめに

中国では、特許権¹に対する侵害の成否は民事訴訟で判断される一方、特許の有効性はCNIPAの無効宣告手続（以下、理解の便宜上、「無効審判」という）及びその決定に対する行政訴訟で争われる。侵害訴訟の裁判所は、自ら特許を無効とする権限を有しない。このように侵害判断と有効性判断を別個の手続に配分する構造は、「民行二元分立」と呼ばれる。

また、中国には、日本の特許法104条の3に相当する一般的な無効の抗弁制度は設けられていない。中国特許法67条所定の先行技術の抗弁（中国語で「现有技术抗辩」）は認められるが、これは被告の実施する技術が先行技術であることによって侵害の成立を否定するものであり、特許の有効性に関する判断とは区別される。

この構造の下では、有効性の決着までに相応の時間を要する。侵害訴訟でその決着を待てば、審理が長期化するおそれがある。他方、侵害訴訟を先に進めれば、侵害を認める判決が出た後に

1 中国特許法は、発明専利、実用新案及び意匠を対象とするが、本稿では発明専利を「特許」といい、その侵害民事訴訟と無効宣告手続との関係を検討する。